

子どもたちの 健やかな成長を支援します！



▶問合せ 役場子ども課児童係 ☎295-2112 ①144・145

町では、子どもたちの健やかな成長を支援するため、各種事業を行っています。

事業名	対象者	支給額
児童手当	15歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している人 ※所得制限あり。 詳細はHPをご覧ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満の児童 15,000円(月額) ・3歳以上小学校修了前の児童 (第3子以降) 10,000円(月額) ・中学生 10,000円(月額) ・所得制限限度額以上 5,000円(月額) ・所得制限上限額以上 支給なし
児童扶養手当	18歳到達後最初の3月31日まで(一定の障害のある場合は20歳未満)の児童を養育しているひとり親家庭等の養育者 ※所得制限あり。 詳細はHPをご覧ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1人目の場合/10,410円~44,140円(月額) ・2人目加算額/5,210円~10,420円(月額) ・3人目以降加算額(1人につき)/3,130円~6,250円(月額) ※所得額により支給額が変わります。
特別児童扶養手当	精神または身体に一定の障害のある20歳未満の児童を養育している人 ※所得制限あり。 詳細はHPをご覧ください。 	1級(重度) / (1人につき) 53,700円(月額) 2級(中度) / (1人につき) 35,760円(月額)
もろっ子 はぐくみ応援金	小学校に新入学する児童を養育している子育て世帯 ※支給要件あり。 詳細はHPをご覧ください。 	児童1人あたり20,000円 ※新入学児童が双子、三つ子の場合は、児童1人あたり10,000円を加算。
こども医療費	18歳到達後最初の3月31日までの児童 詳細はHPをご覧ください。 	児童が受診した医療費の、保険診療分自己負担額の一部が支給されます。
ひとり親家庭等医療費	18歳到達後最初の3月31日まで(一定の障害のある場合は20歳未満)の児童を養育している、ひとり親家庭等の児童と養育者 ※所得制限あり。 詳細はHPをご覧ください。 	ひとり親家庭等の児童と、養育者が受診した医療費の保険診療分自己負担額の一部が支給されます。